

奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕に対する各会派・無所属議員からの意見記入シート

<今後の特別委員会での協議予定：7月4日（水）・第1章、第2章～12章>

第7章 議会改革の推進

<H24.7.4 現在>

条項	奈良市議会基本条例（案）〔作業部会案〕		会派名または無所属議員名：
7-1 議会改革の継続的な取り組み	<p><u>A案</u> 議会は、社会経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会の会議に関する規則、委員会に関する条例、議会内での申し合わせ事項等を継続的に見直すものとする。</p>	<p><u>B案</u> 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。</p>	
7-2 検討会の設置	<p><u>A案</u> 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会を設置する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議決により、議員で構成する検討会を設置することができる。</p> <p>3 第1項の議会制度検討会及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>		
7-3 交流及び連携の推進	<p><u>A案</u> 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。</p>		